

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：産業労働局】

機関名称	東京都中小企業振興対策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都中小企業振興対策審議会条例
設置年月日	昭和31年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	中小企業の振興対策の基本方針に関する事、中小工業機械類の貸付・譲渡に関する事、中小企業施設改善資金の貸付に関する事を審議
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	-
問い合わせ先	産業労働局商工部調整課 電話番号：03-5320-4744 FAX番号：03-5388-1461